

第3章 計画の進め方

1 連携協力の推進

大阪市の子どもたちが「めざすべき目標像」にむけて成長できるよう、本計画にもとづき、幼児教育から高校教育までの各段階に応じた切れ目のない支援を行うためには、教育委員会が関係局室、区役所と連携協力してだけでなく、学校園、家庭、市民、地域団体、NPO、企業その他の教育にたずさわる全ての人や団体が、それぞれの役割と責任を果たしながら、互いに連携協力し子どもたちを支える、まさに、社会総がかりで子どもをはぐくむ活動に取り組むことで、教育課題を改善していく必要があります。

大阪市では、教育にたずさわる全ての人や団体の協働による取組を進めるため、全ての市立学校園に、保護者や区民等の学校運営への参画を目的とした学校協議会を設置するなど、教育改革を推進するなかで、社会総がかりで子どもをはぐくみための仕組みづくりに取り組んできました。学校協議会の運営については、各区役所が運営状況の把握など、学校協議会の運営の補佐の役割を果たすことなどにより充実してきましたが、各区で行っている保護者・区民等の参画のための会議との有機的な連携を図るなど、さらなる工夫をしていきます。

また、生涯学習の取組を核としながら、学校園、家庭、地域が一体となった教育コミュニティづくりを進めることも必要です。学校園や家庭における子どもの健全な成長につながることをめざし、生涯学習など様々な取組に参加している人や団体が、学校園における教育活動や子どもを抱える家庭への支援に主体的に協力していけるよう取り組んでいきます。

2 総合教育会議（有識者による検証、現場教職員の参画）

社会総がかりで子どもをはぐくみ活動に取り組むにあたり、行政として的大阪市においては、市会、市長、教育委員会が緊密に連携し、子どもたちや保護者をはじめとする、市民の教育に寄せる多様な願いや思いをくみ取って、教育を振興するための施策を実施することが必要です。

大阪市においては、すでに平成26年度から全国に先駆け、適切な役割分担の下、教育施策の充実を図るため、課題への対応について検討するとともに、施策の実施に必要な調整を行うことを目的とした市長と教育委員会との協議の場を設けてきました。その後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されて、このような協議は制度化されました。大阪市も27年4月、市長が招集し、市長、教育委員会により構成される総合教育会議を設置しました。法律に基づくこの総合教育会議において、市長と教育委員会は、重要な教育施策について協議、調整を行うことにより、教育施策の方向性を共有し、一致してその執行にあたります。

この計画では、「施策の実施のための基本となる視点」として「課題と成果の見える化」を位置づけていますが、課題と成果の見える化にむけた検証作業には、外部の有識者も加わって意見

をもらうことにより、より客観的な検証を行うことができることから、総合教育会議等において、学識経験を有する者の出席を求め、意見を聴き、進捗管理を行うことも検討いたします。

また、具体的な施策を再構築し、新たな仕組みや制度の構築に取り組んできた「改革の第1ステージ」から、学校現場への教育改革の浸透を図る「改革の第2ステージ」へと進めるにあたっては、学校現場等との「議論」「対話」を通じて新たな価値を生み出すことについても重視していきます。特に、児童生徒のためである施策を、保護者等の意見を尊重しつつ、きちんと児童生徒のもとへ届けるには、市長及び教育委員会の方針と学校現場の思いが乖離してはならず、現場教職員の意見を反映させることが必要となります。現場教職員の意見を集約する場を設定し、その声を市長と教育委員会が協議する総合教育会議に届ける、あるいは、総合教育会議の場に現場教職員が出席し、直接に声を届ける機会を設けるなど、総合教育会議等を活用しながら、現場教職員の教育行政への参画を進めていきます。

3 分権型教育行政による計画の推進

教育行政の推進に当たっては、「ニア・イズ・ベター」(近接性・補完性の原理)に基づき、地域に身近な区が教育委員会とともに、保護者・区民等の声をくみ取りながら、施策を実施する分権型教育行政を進めます。区長を区担当教育次長とし、大阪市として一元的に実施していくことが必要な事務を除き、区内における教育長の一定の権限と責任を分担し、教育委員会事務局職員を兼ねる職員を区役所に配置します。

各区は、「保護者・区民等の参画のための会議」や「区教育行政連絡会」などを設け、保護者・区民等の教育に関する意見やニーズの把握、区内の学校長等との連絡調整、意見交換等の仕組みづくりを進めています。こうした仕組みや、学校に対するモニタリングにより区が把握した課題やニーズ、意見等については、区担当教育次長が教育施策及び事業のみならず、区長、区シティ・マネージャーとしての所管に属する教育関連分野の施策及び事業も併せて、施策等に反映させ、学校や教育コミュニティへの力強いサポートを行います。また、保護者、区民、学校からの意見等は、必要に応じ、教育委員会に通知し、どのように施策等に反映されたか、意見表明者にフィードバックする仕組みを作っていきます。

分権型教育行政のシステムを構築する目的は、学校や地域における教育を活性化することにあります。分権型教育行政システムにより、教育施策等を推進するシステムと体制をより効果的に機能させ、市長のリーダーシップのもと、教育委員会、関係局及び区がしっかりと連携し、保護者や地域の力を合わせ、社会総がかりで教育を行っていきます。